

# 平成31年度 輸出スタートアップ支援事業費補助金 募集要項

## <募集期間>

平成31年4月1日（月）～5月10日（金）17時必着

※郵送の場合は、当日消印有効。

## <提出書類>

- 様式第1号「事業採択応募用紙」及び添付資料：正本1部
- 誓約書：1部

※ 応募用紙・誓約書の様式は、下記に請求、又は「さが県産品流通デザイン公社」ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.saga-ppc.jp>)

※ 添付資料は、様式「提出書類チェックシート」記載のとおり

## <提出先・お問い合わせ先>

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

公益財団法人 佐賀県地域産業支援センター さが県産品流通デザイン公社

TEL 0952-20-5603

FAX 0952-20-5600

メール [saga-ppc@mb.infosaga.or.jp](mailto:saga-ppc@mb.infosaga.or.jp)

※ 提出先まで持参いただくか、又は郵送してください。

※ 電子メールによる提出は受け付けません。

さが県産品流通デザイン公社

【目次】

|                      |   |
|----------------------|---|
| 1. 趣旨                | 1 |
| 2. 補助対象者             | 1 |
| 3. 補助対象品目            | 1 |
| 4. 補助対象事業            | 1 |
| 5. 補助対象経費            | 2 |
| 6. 補助率、補助限度額及び補助期間   | 2 |
| 7. 応募方法              | 2 |
| 8. 審査基準等             | 3 |
| 9. 応募から事業完了までのスケジュール | 4 |
| 10. その他応募にかかる注意事項    | 5 |
| 11. 個人情報の取扱い         | 5 |
| 12. 問い合わせ先           | 6 |

(関係様式等)

- 様式第1号（事業採択応募用紙）
- 提出書類チェックシート
- 別紙1（法人概要書）
- 別紙2（事業計画書）
- 別紙3（収支予算書）
- 別紙4（誓約書）

## 1. 趣旨

県内農水産物および加工食品事業者の海外市場への輸出を促進するため、事業者が行う輸出に向けた製品開発や海外販路開拓の取組に対して補助を行います。

## 2. 補助対象者

佐賀県内に主たる事業所を有し、農水産物および加工食品の輸出に向けた製品開発や海外販路開拓に新たに取り組む者。これまでに Oishii! SAGA 輸出チャレンジ支援事業補助金の交付を受けた事業者は、対象外とします。

ただし、公社では行政事務全般から暴力団等を排除することとしており、申請者が暴力団等である場合または暴力団等と何らかの関係性を有する場合には、補助の対象となりません。

※ 応募の際に、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出いただきます。(詳細は「7. 応募方法」を参照)

## 3. 補助対象品目

農水産物および加工食品

※ 農水産物とは、佐賀県内で生産された、野菜果実、穀物、その他農産物、畜産品、水産物および水産調製品です。

※ 加工食品とは、佐賀県内で製造された、調味料類、菓子類、清涼飲料水、レトルト食品、植物性油脂、麺類、食品製造用原料、健康食品、牛乳・乳製品、アルコール飲料、包装米飯、米菓、お茶などの農林水産加工食品です。

## 4. 補助対象事業

単一年度内(2020年2月末まで)の活動とし、輸出に向けた以下の事業を補助対象とします。

- (1) 市場調査
- (2) 商品パッケージの試作等、輸出向け製品の開発
- (3) 商談会・展示会・物産展などへの出展
- (4) 小売店舗での試食販売等
- (5) バイヤーの招聘
- (6) テスト輸出、その他販路開拓のために必要と認められる取組

### 【活用例】

- ・<台湾>FOOD TAIPEI 2019 (2019年6月)
- ・<香港>FOOD EXPO2019 (2019年8月)
- ・<中国>FHC2019 (2019年11月)
- ・<各国>店頭での試食販売会
- ・自社外国語版パンフレット、サイト作成(維持管理等の経費を除く)

など

5. 補助対象経費（詳しくは、別記【各費目の助成対象経費の考え方】を参照ください。）

| 補助対象事業                            | 補助対象経費   |
|-----------------------------------|--|
| (1) 市場調査※1                        | ○旅費（交通費、宿泊費の実費 ※日当等その他の経費は対象外）<br>○謝金（専門家等）<br>○賃金（専ら試食PR等の業務に従事するスタッフなど）                              |
| (2) 商品パッケージの試作等、<br>輸出向け製品の開発     | ○役務費（通訳、翻訳、分析・試験経費等）<br>○委託費（商談会・展示会等ブース出展、ホームページ作成、パッケージ制作等）※2<br>○印刷製本費<br>○広告宣伝費<br>○消耗品費（試作費、材料費等） |
| (3) 商談会・展示会・物産展などへの出展             | ○会場費<br>○輸送費（販売用商品の輸送経費は補助対象外）<br>○通信費   |
| (4) 小売店舗での試食販売等                   | ○リース料（汎用性の高い什器類、パソコン等は補助対象外）<br>○その他知事が特別に必要と認める経費   |
| (5) バイヤーの招聘                       | ※人件費（補助対象事業者の役職員に係るもの）、食糧費（会議における飲食費等）、燃料費（自家用車、社用車等の利用に係るガソリン代）、備品費（什器類、パソコン及びソフト等）、振込手数料等は補助対象外とする。  |
| (6) テスト輸出、その他販路開拓のために必要と認められる取組※3 |  |

※1 輸出しようとする商品に関する需要調査が対象です。（輸出に向けた国内外見本市での需要調査、輸出に知見を有する方へのヒアリング調査など）

※2 ホームページの維持管理等の経費は対象となりません。

※3 海外へ輸送した際に生ずる品質への影響等を調査するための試験輸送費、通関費用等を対象とし、販売用商品の輸送経費は対象外とします。

6. 補助率、補助限度額及び補助期間

| 補助率     | 補助限度額  | 補助期間               |
|---------|--------|--------------------|
| 1 / 2以内 | 500 千円 | 交付決定日から当該年度の2月末日まで |

※ 補助の期間は原則1年度間（交付決定年度の2月末日まで）とします。

7. 応募方法

(1) 募集期間

平成31年4月1日（月）～5月10日（金）17時（必着）

※郵送の場合は、当日消印有効。

(2) 提出書類

- ・様式第1号「事業採択応募用紙」及び添付資料：正本1部
- ・誓約書：1部

※ 応募用紙・誓約書の様式は、下記に請求、又は「さが県産品流通デザイン公社」ホームページ (<https://www.saga-ppc.jp>) からダウンロードしてください。

※ 添付資料は、様式「提出書類チェックシート」記載のとおり

(3) 提出先・お問い合わせ先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

公益財団法人 佐賀県地域産業支援センター さが県産品流通デザイン公社

TEL 0952-20-5603

FAX 0952-20-5600

メール [saga-ppc@mb.infosaga.or.jp](mailto:saga-ppc@mb.infosaga.or.jp)

※ 提出先まで持参いただくか、又は郵送してください。

※ 電子メールによる提出は受け付けません。

※ 提出された書類は返却しませんので、予めご了承ください

【書類作成上の留意点】

- ・提出書類は全てA4判片面刷りとしてください。パンフレット等で大きさが異なるものは、A4判に拡大又は縮小コピーしたものを添付ください。
- ・補助金の額は、円単位とします。
- ・審査基準は、「8. 審査基準等」に記載しているとおりですので、書類作成に当たっては、審査者がイメージできるよう具体的に分かりやすく記載してください。
- ・各様式中、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、項目欄の幅を広げる又は別紙を添付するなどして、必要事項は省略することなく全て記載してください。
- ・提出いただいた書類は返却できませんので、必ず控えを取ってください。

## 8. 審査基準等

提出書類について、以下の基準に従って書類審査を行い、採択の可否を決定します。

審査に当たっては、必要に応じてヒアリング、追加資料の提出等を求める場合があります。

審査の結果は、さが県産品流通デザイン公社から通知します。

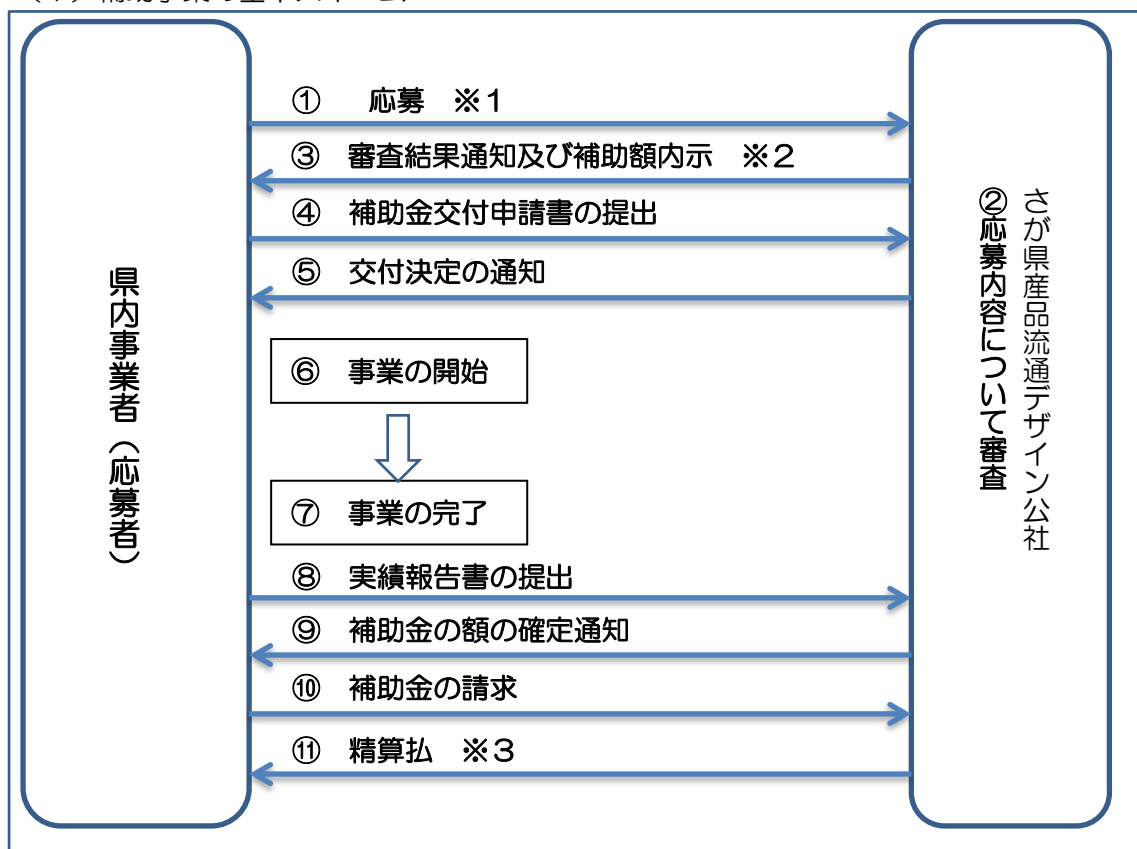
審査の結果、採択された案件については、必要に応じてヒアリング等を行った後に補助額を内示し、採択者から補助金交付申請書を徴した後、当公社から交付の可否及び額等について通知します。

(審査基準)

- ① 事業目的が明確か
- ② 輸出事業に新規性はあるか
- ③ 計画、輸出品目が妥当か、また事業効果を見込めるか
- ④ 事業遂行に必要な社内体制が整備されているか
- ⑤ その他、評価に値する事項があるか

## 9. 応募から事業完了までのスケジュール

### (1) 補助事業の基本スキーム



### (2) スケジュール

| 時期                                     | やりとり内容         |                   |
|--|----------------|-------------------|
| 平成31年4月1日（月）～<br>5月10日（金） <u>17時必着</u> | ①応募用紙提出        | 事業者→さが県産品流通デザイン公社 |
| 提出後～5月下旬                               | ②応募内容について審査    | さが県産品流通デザイン公社     |
| 5月下旬                                   | ③審査結果、内示額の通知※1 | さが県産品流通デザイン公社→事業者 |
| 5月末                                    | ④交付申請書の提出      | 事業者→さが県産品流通デザイン公社 |
| 6月上旬                                   | ⑤交付決定の通知       | さが県産品流通デザイン公社→事業者 |
| 交付決定日～事業完了日                            | ⑥事業開始→⑦事業完了    | 事業者               |
| 事業完了後30日以内<br>※事業期間は2020年2月末日まで        | ⑧実績報告書提出       | 事業者→さが県産品流通デザイン公社 |
|  | ⑨補助金の額の確定通知    | さが県産品流通デザイン公社→事業者 |
|  | ⑩補助金の請求        | 事業者→さが県産品流通デザイン公社 |
|  | ⑪補助金の支払い※2     | さが県産品流通デザイン公社→事業者 |

なお、このスケジュールは予定であり、応募件数、審査の状況等により、前後する場合があります。

※1 補助期間は、原則として交付決定の日から交付決定時に指定する事業完了期限（交付決定年度の2月末日を超えない）までとなります。

**これ以外の時期に実施する事業に要する経費については、補助対象経費に含むことはできません。**

- ※2 補助金の交付の申請をするに当たって、交付の決定前に申請者の責任においてやむを得ず事業に着手する場合は、**審査結果通知後**、別途定める事前着手届の提出が必要です。
- ※3 事業の途中であっても、補助金の概算払請求ができます。ただし、既に支出が完了し領収書等の証拠書類によって支出の金額や内容等が確認できた経費に限ります。なお、海外での支出についてはレートが確認できる資料を添付してください。

## 10. その他応募にかかる注意事項

- (1) 応募案件については、住所（所在地）、氏名（企業名）、業種、事業名、事業概要など必要最小限の範囲で公表することがあります。
- (2) 書類の持ち込みや郵送に係る費用を含め、応募に係る一切の費用については、応募者自身の負担となります。
- (3) 補助期間は、原則として交付決定の日から交付決定時に指定する事業完了期限（交付決定年度の2月末日を超えない）までとなります。したがって、これ以外の時期に実施する事業に要する経費については、補助対象経費に含むことはできません。
- (4) 同一の事業内容で、他の補助金や助成金と重複して当助成金を交付することはできません。重複する可能性がある場合には事前に相談してください。
- (5) 採択される場合であっても、予算の都合や事業内容等により、補助金を減額することがあります。
- (6) 本補助金の交付決定を受けた事業者は、この要項のほか別途示す補助金交付要綱等の規則を守らなければなりません。
- (7) 補助事業の実績確認については、さが県産品流通デザイン公社が実地検査を行う場合があります。
- (8) 補助事業終了後、さが県産品流通デザイン公社が実施する事業等において、補助事業の取組や成果について、発表等をお願いする場合があります。
- (9) 複数年度の事業計画で応募し、採択された場合でも、補助期間外の費用は対象外となります。
- (10) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された補助金の返還を求めることがあります。
  - ①補助事業の実施にかかる規定に違反したとき
  - ②補助事業の実施にかかる提出書類に偽りの記載があったとき
  - ③補助金交付の条件に違反したとき
  - ④補助事業の実施について不正行為があったとき
  - ⑤補助事業を中止又は廃止したとき
  - ⑥法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

## 11. 個人情報の取扱い

提出された個人情報は、厳正に管理し、本事業の目的以外に利用しません。

## 12. 問合せ先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号  
公益財団法人 佐賀県地域産業支援センター  
さが県産品流通デザイン公社 海外販売支援グループ  
TEL 0952-20-5603  
FAX 0952-20-5600  
メール [saga-ppc@mb.infosaga.or.jp](mailto:saga-ppc@mb.infosaga.or.jp)